

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」認定について

東鉄タクシー株式会社は安全輸送に関する取り組みが認められ

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定
を受けています

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」とは

この制度は日本バス協会において貸切バス事業者の安全性や安全確保に向けた取り組み状況について評価認定を行いこれを公表するもので、お客様や旅行者様がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全で快適な輸送サービスの提供に寄与することを目的として定められた制度です。

貸切バス事業者に対する評価認定の方法は法令遵守事項を含む安全性に対する取り組み状況、事故及び行政処分の状況、運輸安全マネジメントの取り組み状況について日本バス協会が書類審査を行い学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される「貸切バス事業者安全性評価委員会」において評価認定されます。

認定を受けた事業者の貸切バスには「SAFETY BUS(セーフティバス)」のシンボルマークステッカーが交付されます。

シンボルマークの星の数は初回認定は星1つ、以降2年後ごとの認定審査で取り組み状況により星の数が増減し、最高3つになります。

		
<p>(一ツ星の認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none">・はじめて申請する事業者は全て一ツ星からスタート・書類審査の得点が100点満点中60点以上であること	<p>(二ツ星の認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none">・一ツ星の認定を2年間継続していること・書類審査の得点が100点満点中80点以上であること	<p>(三ツ星の認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none">・二ツ星の認定を2年間継続していること・書類審査の得点が100点満点中80点以上であること